

(別添2)

地域限定保育士・保育実技講習会実施要領

1 趣旨

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第6条の44第5項に規定する都道府県知事又は指定都市の長が実施する講習（以下「保育実技講習会」という。）を適切に実施するための要領を定めるものとする。

2 受講対象者

受講対象となる者は、地域限定保育士試験の筆記試験に合格した者（規則第6条の54の規定により読み替えて準用する第6条の11の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。）であって、同一の回の地域限定保育士試験における実技試験を受験していない者とする。

3 実施主体

(1) 実施主体

保育実技講習会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が実施主体となるものであるが、都道府県等は、指定保育士養成施設又は都道府県等が保育実技講習会を適切に実施することができると思えた機関（以下「実施機関」という。）に保育実技講習会の課程修了の認定に係る事務を除き、委託することができる。

(2) 実施計画書

都道府県等は、委託を行うに当たって、実施機関に対し、様式1による保育実技講習会実施計画書の提出を求め、保育実技講習会の実施体制等を確認するとともに、保育実技講習会が実施された後、様式2による保育実技講習会終了者名簿の提出を求めることとする。なお、保育実技講習会の実施に当たり知り得た受講者等の秘密の保持について、十分な措置を講じることとする。

また、保育実技講習会の内容の検討や実際の講義の実施に係る業務と会場の確保や当日の会場設営や保育実技講習会の運営に係る業務について、別の機関に委託することも可能とする。この場合、様式1及び様式2の提出については、いずれかの実施機関からの提出をもって足りることとする。

(3) 実施機関の選定に係る要件

保育実技講習会を修了した者については、地域限定保育士試験の実技試験が免除されることを踏まえて、保育実技講習会は、保育現場において求められる一定の技能・知識を得ることができる内容でなくてはならない。そのため、実施機関においては、

- ・業務の実績として保育士の専門性や育成プログラムに知見があること
- ・最新の保育の状況や知見を踏まえて講習内容を考えることができること
- ・保育実践見学実習を行うに当たって、地域の保育所等とのネットワークを有すること
- ・保育所保育指針に則った講習内容を実施できること

といった要件を設けて選定することが求められる。

なお、都道府県等は、保育実技講習会に関する事務の一部を実施機関に委託する場合においては、保育実技講習会が適切に実施されるよう計画段階から保育実技講習会の内容を確認するとともに、保育実技講習会の実施状況等を適切に把握する必要がある。

4 保育実技講習会の内容

保育実技講習会は、別表に定める科目、内容及び時間数を満たすものとする。また、別表に掲げる科目のうち、保育実践見学実習については、別紙1「地域限定保育士・保育実践見学実習実施要領」及び別紙2「地域限定保育士・保育実践見学実習受入実施指針」を踏まえ、実施するものとする。なお、保育実技講習会の実施に当たっては、科目ごとの教育内容について、別表に定める標準的な教授内容及び到達目標を踏まえたカリキュラムを作成・実施すること。

5 実施体制

(1) 講師

保育実技講習会の講師は、以下のいずれかに該当する者とする。なお、イに該当する者については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する講師又は助教として、5年以上の経験を有する者のほか、指定保育士養成施設の教科担当専任教員として、5年以上の経験を有する者とするのが望ましい。

ア 学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

イ 都道府県知事又は指定都市の長がアに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

(2) 教育内容編成主任

保育実技講習会では、保育の表現技術全般の講習内容の編成の総合調整を行うとともに、受講者の評価を行う者（以下「教育内容編成主任」という。）を置くこととする。なお、教育内容編成主任は、指定保育士養成施設の教科担当専任教員として、保育実技講習会で実施する科目を担当し、5年以上の経験を有するものが望ましく、講師と兼務することを妨げるものではない。

(3) 施設設備

保育実技講習会の実施に当たっては、実施期間において専用に利用できる場所を確保するとともに、演習を適切に実施することができる会場を確保すること。

6 受講者に対する評価及び修了認定

(1) 保育実技講習会の修了判定の基準

保育実技講習会は、原則として、受講者が全ての科目を受講したことをもって修了したものと認定し、様式3による修了証を受講者に交付するものとする。なお、保育実技講習会の実施に当たっては、別表に定める到達目標を踏まえた修了判定基準を作成、公表すること。実施機関に委託を行う場合には、実施機関は修了判定基準を作成し、委託を受けた都道府県等に提出

すること。

また、修了判定については、受講態度や受講状況に加え、修了後に提出を求めるレポートの内容により、保育実技講習会における到達目標の到達状況を確認し、教育内容編成主任の責任の下、修了判定基準に照らして修了判定を行うこととする。

なお、修了判定に係る書類については実施機関において保存し、委託を受けた都道府県等からの求めがあった場合には提出すること。

(2) レポートに関する基準

保育実技講習会の講習内容の理解度を測る上では、レポートの内容が重要となる。そのため、レポートは到達目標に達していることを確認できるような設問とし、到達目標への到達状況が十分ではない場合や、保育所保育指針の見方を逸脱した内容となっている場合、一定の分量（指定の文字数の6割に満たない場合）に満たない場合等には再提出を求めることとする。

7 その他

(1) 実施形態及び実施時期

保育実技講習会の実施に当たっては、様々な受講者がいることを踏まえ、平日の昼間の実施に限らず、休日や平日の夜間に実施するなど、受講者に配慮したものとなるよう検討した上、実施の日時を決定すること。

(2) 公表すべき事項

保育実技講習会に関する情報（内容、日時及び会場等）及び実施機関に関する情報（名称、主たる事務所の所在地及び電話番号等）については、都道府県等のホームページ等において公表すること。

(別表)

科目	区分	内容	到達目標	時間数
保育の表現 技術 (音楽表現)	演習	① こどもの発達と音楽表現に関する知識と技術 ② 身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ経験と保育の環境 ③ こどもの経験や様々な表現活動と音楽表現とを結びつける遊びの展開	① 保育所保育指針等に示された領域「表現」のねらい及び内容について理解している。 ② 乳幼児期の発達過程を踏まえた上で、音を介したこどもの表現に適した多様な素材・教材、その活用方法について実践的に理解している。 ③ こどもの表現意欲を支える環境を構成し、展開するための技術について実践的に理解するとともに、具体的な保育を構想できる。	6
保育の表現 技術 (造形表現)	演習	① こどもの発達と造形表現に関する知識と技術 ② 身近な自然やものの色や形、感触やイメージ等に親しむ経験と保育の環境 ③ こどもの経験や様々な表現活動と造形表現とを結びつける遊びの展開	① 保育所保育指針等に示された領域「表現」のねらい及び内容について理解している。 ② 乳幼児期の発達過程を踏まえた上で、こどもの造形表現に適した多様な素材・教材、その活用方法について実践的に理解している。 ③ こどもの表現意欲を支える環境を構成し、展開するための技術について実践的に理解するとともに、具体的な保育を構想できる。	6
保育の表現 技術 (言語表現)	演習	① こどもの発達と絵本、紙芝居、劇（人形劇含む）、ストーリーテリング等に関する知識と技術 ② こども自らが児童文化財等に親しむ経験と保育の環境	① 保育所保育指針等に示された領域「言葉」、「表現」のねらい及び内容について理解している。 ② 乳幼児期の発達過程を踏まえた上で、こどもの言葉の育ちを支える児童文化財についての知識や活用方法について実践的に理解してい	6

		③ こどもの経験や様々な表現活動と児童文化財等とを結びつける遊びの展開	る。 ③ こどもの表現意欲を支える環境を構成し、展開するための技術について実践的に理解するとともに、具体的な保育を構想できる。	
保育実践見学 実習 (事前指導)	講義	① 保育実践見学実習の目的と配慮事項	① 保育実践見学実習の意義・目的を理解する。 ② 実習施設におけるこどもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。	1
保育実践見学 実習	実習	① 保育現場の理解 ・ 保育所（又は児童福祉施設）の生活と一日の流れ ・ こどもの観察とその記録 ・ こどもへの援助や関わり ・ 保育計画やこどもの発達過程に応じた保育内容 ・ こどもの生活や遊びと保育環境 ・ こどもの健康と安全 ② 専門職としての地域限定保育士の役割と職業倫理 ・ 地域限定保育士の業務内容 ・ 職員間の役割分担や連携 ・ 地域限定保育士の役割と職業倫理 ③ 保育現場における保育の表現技術の実際 ・ 保育における保育表現技術の実際 ・ 状況に応じた保育表現	① 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。 ② 観察やこどもとの関わりを通してこどもへの理解を深める。 ③ 地域限定保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。 ④ 地域限定保育士試験（筆記試験）及び保育実技講習会の内容を踏まえ、こどもの保育及び保護者への支援について総合的に理解する。	6

保育実践見学 実習 (事後指導)	演習	① 保育実践見学実習の総括と自己評価 ② 課題の明確化	① 保育実践見学実習の総括と自己評価を行う。 ② 地域限定保育士試験（筆記試験）及び保育実技講習会の全体を通して、自らの学びを振り返り、自己の課題を明確化する。	2
合計				27

(別紙1)

地域限定保育士・保育実践見学実習実施要領

1 保育実践見学実習の目的

保育実践見学実習（以下「実習」という。）は、保育実技講習会の受講者が実習の受入を行う保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、その他の児童福祉施設（以下「実習先施設」という。）において、保育現場での地域限定保育士の役割や保育表現技術の実際について理解を深めるために実施するものとする。

2 実習を行う保育所等の選定方法

実習は、地域限定保育士の養成について理解があり、受講者に適切な指導又は助言を行うことができる実習先施設で実施する。実施主体又は実施機関が実習先施設を選定し、受講者の受入に関して当該実習先施設と調整を行う。

3 事前準備

(1) 実習先施設との調整に関する事項

① 実習の内容

ア 1日の実習の時間は、休憩時間を除き、6時間を基本とすること。ただし、実習の時間帯は実習先施設の事情を考慮する。

イ 実習開始前に、実習先施設の概要並びに実習の内容及び一日の流れ等について、受講者に説明する。

ウ 受講者が異なる年齢やクラスを見学・体験できることが望ましい。

エ 受講者はこどもと別の場所で食事をすることを原則とする。ただし、環境を工夫した上、こどもと同じ場所で食事することは差し支えない。

オ こどもの午睡の時間帯又は実習終了後、受講者にレポートを作成させる。

カ 受講者と実習先施設の保育士等との質疑応答の時間を設ける。

② 実習の人数

1か所で実習を行う人数は、実習先施設における1つのクラスで1人から3人程度までが適当と考えられるため、実習先施設と事前に調整を行う。

(2) 留意事項

① 保険への加入に関する事項

万が一の事故に備え、実施主体又は実施機関は受講者に係る傷害保険等の保険に加入する。

② 細菌検査に関する事項

ア 感染症対策等の衛生面での配慮が特に必要であるため、こどもの給食（調乳及び配膳を含む。以下同じ。）に関する業務については、受講者が直接関わらないことを原則とする。

イ 実習先施設において、受講者がこどもの給食に関する業務に携わることを可能とする場合、受講者に事前に細菌検査を受けさせる。

③ 予防接種に関する事項

ア 予防接種（麻しん、風しん、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、流行性耳下腺炎（おたふく）、水痘（水ぼうそう）及び結核等）の接種状況を確認する。

イ 予防接種を接種していない場合、実習先施設から実習の参加について了承が得られないことも考えられるため、予め受講者に周知する。

④ 実習先の保育所等に関する事項

ア 実習中は実習先施設の指示を尊重する。

イ 実習中及び実習後において、実習先施設におけるこどもや職員の個人情報漏らさないよう予め受講者全員に誓約書を提出させる。

ウ 受講者から実習終了後にレポートを提出させる。

エ 実施主体で定める実習の時間数を満たさない場合等については、保育実技講習会の修了認定を行わないことができる。

4 実習当日の対応

（１）実施主体の対応

実習の当日においては、実習先施設に実施主体又は実施機関の職員が同行することを原則とする。なお、やむを得ない事情により、当該職員が同行しない場合においても、受講者に対する評価を適切に実施する体制を整備するとともに、実習先施設及び受講者からの緊急の連絡に対応できる体制を確保する。

（２）実習先施設の対応

① 助言又は指導

実習の終了後、実習先施設の保育士等が受講者に対する助言・指導を行う機会を設ける。

② 受講者の管理

実習先施設に実施主体又は実施機関の職員が同行しない場合、当該実習先施設において受講者の名簿等を備え、受講者の本人確認を行うとともに、実習終了後、実施主体又は実施機関に対し、受講者の受講状況を報告する。

5 実習を実施することが困難な場合の対応

やむを得ない事情により、実施主体又は実施機関において実習を実施することが困難となった場合、映像等を活用した演習をもって代えることができる。ただし、この場合においても、実習で習得すべき内容を満たすとともに、受講者からレポートの提出を求める。

実習先の保育所等の事情や受講者の健康状態等により、実習先施設で実習の受入ができなくなった受講者に対しては、実習の代わりとなる補講等の代替措置を用意する。

(別紙2)

地域限定保育士・保育実践見学実習受入実施指針

1 保育実践見学実習における受講者の受入の意義

保育実践見学実習（以下「実習」という。）において、保育実技講習会の受講者の受入を行う保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、その他の児童福祉施設（以下「実習先施設」という。）は、実習の意義として、以下に掲げる内容を理解し、実習の受入を行うこととする。

- (1) 保育を担う人材の育成を支援する機会であること。
- (2) こどもの観察や関わりの視点を明確にすることにより、保育の実践に関する理解が深まること。
- (3) 保育士等が受講者に対する助言又は指導を行うことにより、自らの保育を見直す機会にもなり、保育の質の向上につながること。

2 実習先施設の対応

(1) 事前準備

① 情報共有

実習先施設の職員が実習の目的、内容、受入体制及び注意事項等を共有するとともに、保護者及びこどもに対しても実習の実施について周知を行う。

② 実習プログラム

ア 実習先施設は、実施主体又は実施機関から実習の具体的内容に関する希望を聴取した上、実習のプログラムを作成し、実施主体又は実施機関と実習当日の対応について事前に調整を行う。

イ 実習のプログラムは、受講者が保育の表現技術の実践に関わることができる内容とともに、実習先施設での1日の流れ、実践的な保育の展開及び保育現場での地域限定保育士の業務内容が受講者に理解できる内容とする。

ウ 実習先施設は、実施主体又は実施機関を通じて、プログラムの内容を受講者に事前に周知する。

(2) 当日の対応

① 実習前の準備

実習の当日、実際に実習を開始する前に実習先施設の職員が受講者に対し、実習のプログラムの説明を行い、円滑に実習が行われるよう配慮する。

② プログラムの実行

ア 実習のプログラムにおける各項目の内容を明確にし、実習を行いながら、受講者からの質問に答えるよう配慮する。

イ 事故等のトラブルがないよう、見守りと指導を行う。

ウ 休憩時間を確保する。

エ 実習記録を作成し、受講者へ渡す。

③ 実習の振り返り

こどもの観察や関わり等のプログラムが終了した後、受講者が主体となり、実習先施設の保育士等と実習の振り返りを行う。

(様式1)

都道府県知事
指定都市市長 殿

実施機関代表者氏名：_____

地域限定保育士・保育実技講習会実施計画書

標記について、次により、保育実技講習会を実施するため、関係書類を添えて提出する。

保育実技講習会の名称		
実施機関の名称		
実施機関の主たる事務所の所在地等		
保育実技講習会を実施する会場の所在地		
開講期間		
受講定員		
教育内容編成主任の氏名		
講習会の内容		
科目名	開講時間	担当講師の氏名
保育の表現技術（音楽表現）		
保育の表現技術（造形表現）		
保育の表現技術（言語表現）		
保育実践見学実習（事前指導）		
保育実践見学実習		
保育実践見学実習（事後指導）		

（注）開催要綱等の講習会の内容に関する資料並びに教育内容編成主任及び担当講師の経歴に関する資料を添付すること。

(様式 2)

地域限定保育士・保育実技講習会修了者名簿

実施機関名： _____

[illegible]

(様式3)

地域限定保育士・保育実技講習会修了証書

氏 名
生年月日

あなたは、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。）第6条の44第5項に規定する講習を修了したことを証します。

(元号) 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長